

2 0 2 5 年 度 支 部 活 動 報 告

収入記入欄	①2024年度末(4月末日)残高	96,217
	②2025年度に振込された支部活動費	256,000
	③受取利息等の収入	247
	④収入の合計(①+②+③)	352,464

実施内容	開催日	開催場所	役員参加人数	参加人数(役員除く)	主要議題等	使用経費							
						事務用品費	旅費・交通費	通信費	印刷費	会場費	行事・会合費	その他	計
支部役員会	2025/5/10	北コミュニティセンター	3		ももやまわかやまのつどい準備・シナリオ検討・ハガキ宛名貼り・発送	1,207	3,520	110	150	830	2,935		8,752
支部役員会	5/14	さかい珈琲	2		前任者引継ぎ		600				2,060		2,660
ももやまわかやまのつどい	6/7	和歌山県JAビル	6	26	保証人の為のガイダンスと就活最新情報の講演	1,141	2,880	40,035	10,280	19,690	5,825		79,851
支部役員会	6/7	かごの屋	6		「ももやまわかやまのつどい」反省会						9,000		9,000
支部役員会	7/10	センプレコンテパティオ	2		支部長・会計引継ぎ・受渡し		1,880	20	50		3,000		4,950
支部役員会	7/27	MuSuMuSu	7		新支部役員顔合わせ・事業計画・広報説明・総会報告		3,280	70	80		10,500		13,930
支部役員会	8/31	北コミュニティセンター	5		教育就職懇談会説明・和歌山支部会打合せ・準備	990	5,460		220	830	4,997		12,497
教育・就職懇談会／和歌山支部会	9/28	ホテルアバローム 紀の国	7	23	本部主催懇談会及び和歌山支部会		9,760		510				10,270
支部役員会	12/6	キャナリーロウ	5		今年の振り返りと企画事業の概要説明・広報・行事報告		5,020	50	170		7,500		12,740
支部役員会	2026/1/18	北コミュニティセンター	6		2026年ももやまわかやまのつどい企画立案・予算等		6,660		90	890	5,970		13,610
支部役員会	2/15	PISORA	3		つどい企画内容検討・次期役員体制		2,820	110	10		4,500		7,440
支部役員会	3/29	北コミュニティセンター	6		つどいタイムスケジュール・各準備確認・次期役員・広報・行事報告		5,360		120	830	5,743		12,053
支部役員会・会計監査	4/28	コメダ珈琲	3		つどいハガキ準備・2025年度支部会計監査	220	3,820	48,450	100		4,500		57,090
					⑤合計	3,558	51,060	88,845	11,780	23,070	66,530	0	244,843

⑥2026年4月 末銀行残高 (④-⑤)	107,621
-------------------------	---------

2 0 2 6 年 度 支 部 活 動 計 画

支部名 和歌山支部

実施内容	開催予定日	開催予定場所	役員参加予定人数	参加予定人数(役員除く)	主要議題等	使用経費							
						事務用品費	旅費・交通費	通信費	印刷費	会場費	行事・会合費	その他	計
支部役員会	2026/5/9	北コミュニティーセンター	7		2026年度「ももやま・わかやまのつどい」ハガキ発送準備	1,000	7,000		1,000	2,000	7,000		18,000
ももやま・わかやまのつどい	6/6	和歌山県JAビル	9	40	保証人の為のガイダンスと就活最新情報 講演会	1,000	9,000	55,000	15,000	25,000	10,000	1,000	116,000
支部役員会	6/6	未定	9		「ももやま・わかやまのつどい」反省会		5,000				13,500		18,500
支部役員会	6月	未定	3		支部長・会計 事務引継ぎ	1,000	3,000		1,000		4,500		9,500
支部役員会	7月	未定	12		新役員顔合わせ・事業計画役職、広報説明		10,000		500	2,000	12,000		24,500
支部役員会	8月	未定	12		教育就職懇談会の説明・和歌山支部会打合せ・準備		10,000		500	2,000	12,000		24,500
教育・就職懇談会/和歌山支部会	9/13	ホテルグランヴィア和歌山	12	30	講演・懇談会及び和歌山支部会(事業報告・事業計画)		10,000		3,000				13,000
支部役員会	10月	未定	12		和歌山支部会報告・次期支部主催行事について		10,000		500	2,000	12,000		24,500
支部役員会	12月	未定	12		今年の振り返りと支部企画事業の概要説明		10,000		500	2,000	12,000		24,500
支部役員会	2027/1月	未定	12		2027年度ももやまわかやまのつどい企画立案・予算		10,000		500	2,000	12,000		24,500
支部役員会	2月	未定	12		つどい企画内容・準備資料決定・次期役員体制について		10,000		500	2,000	12,000		24,500
支部役員会	3月	未定	12		つどいタイムスケジュール・準備・担当説明、次期役員、広報		10,000		1,000	2,000	12,000		25,000
支部役員会・会計監査	4月	未定	3		2026年度支部会計監査	1,000	3,000		1,000		4,500		9,500
合計						4,000	107,000	55,000	25,000	41,000	123,500	1,000	356,500

・項目⇒役員会、委員会、〇〇講習会等記入。

・主要議題等⇒開催した主な内容を記入。

⑥2026年4月末日銀行残高 107,621

2026年度必要入金額 248,879

桃山学院大学教育後援会 和歌山支部規約

(名称)

第1条 本支部は、桃山学院大学教育後援会和歌山支部と称する。

(事務所)

第2条 本支部の事務所は、支部長宅に置く。

(目的)

第3条 本支部は、桃山学院大学教育後援会規約(以下「教育後援会規約という」)に則り、桃山学院大学の教育活動に協力し、これを後援することを目的とする。

(事業)

第4条 本支部は、前条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 桃山学院大学教育後援会(以下「教育後援会」という)が行う事業への協力及び支援
- (2) 教育後援会の地域的な諸問題への対処

(会員)

第5条 本支部の会員は教育後援会会員のうち和歌山県に在住する者とする。

(会計)

第6条 本支部の経費は、教育後援会予算における支部活動費及び支部役員会の承認に基づいて受け入れた寄付金で支弁する。

2 本支部の会計年度は、毎年5月1日に始まり翌年4月30日に終わるものとする。

3 本支部の収入及び支出については、毎年1回以上会計監査が監査を行い、監査報告書を支部長に提出しなければならない。

(役員)

第7条 本支部に次の役員(以下「支部役員」という)を置く。

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 若干名
- (3) 会計 若干名
- (4) 会計監査 若干名
- (5) 支部委員 若干名

2 前項の支部役員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、役員不足等により支部運営に支障が生じる可能性があり、本部および支部が必要と認めた場合は、会員資格の根拠となる学生の卒業・退学・除籍後2年を任期の上限として支部役員を継続できる。

(役員を選任)

第8条 支部役員は、支部役員会において、支部会員のうちから選任する。

2 選任された支部役員は、本部の承認を得た後、就任する。

3 支部役員に欠員が生じた場合は、支部役員会において補充選任することができる。

(役員の職務)

第9条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 支部長は支部を代表し、会務を統括する。また、支部会及び支部役員会の議長となる。
- (2) 副支部長は、支部長を補佐し支部長に事故等があるときはその職務を代行する。
- (3) 会計は、支部の会計事務をつかさどる。
- (4) 会計監査は、支部の会計を監査する。
- (5) 委員は、支部運営に参加し、会員の中心として活動する。

(顧問)

第 10 条 本支部に顧問を置くことができる。

2 顧問は支部長が推薦し、本部の承認を得て委嘱するものとする。

(会議)

第 11 条 本支部の運営に当たるため次の各項に定めるところにより会議を開催するものとし、会議は支部長が速やかに招集しなければならない。

(1) 支部会

① 定期支部会は毎年 1 回開催し、活動内容・決算・活動計画、支部運営事項等について会員に報告、提案を行い、意見を聴取する。

② 臨時支部会は、必要に応じて開催する。

(2) 支部役員会

支部役員会は、次の事項を審議決定する。

① 支部会において報告する運営事項の原案決定

② 第 8 条第 2 号の規定による支部役員を選任

③ その他、支部会の意見に基づく支部に関する事項

(役員解任)

第 12 条 支部役員が以下のいずれかに該当すると判断した場合には、本部役員会において出席した役員 3 分の 2 以上の議決により、これを解任することができる。

1. 法令またはこの規則集に著しく違反したとき。
2. 心身の問題のため職務の執行に耐えないとき。
3. 職務上の義務に著しく違反したとき。
4. 役員たるにふさわしくない著しく不適切な行為があったとき。

(緊急事項)

第 13 条 前条の規定にかかわらず、支部運営の円滑化を図るため、緊急事項については支部役員会において議決処理することができる。ただし、本条に基づく処理については、本部役員会の承認を得た後に次回支部会に報告しなければならない。

(法令等の遵守)

第 14 条 本支部は活動にあたり、教育後援会が定める「教育後援会 コンプライアンス規程」・「教育後援会 個人情報保護規程」・「教育後援会 情報セキュリティ規程」を遵守するものとする。

(改廃)

第 15 条 この支部規約は、本部役員会の承認を得て改廃することができる。

附則： 本会の設立年月日は、1977(昭和 52)年 8 月 1 日とする。

この規約は 1995(平成 7)年 6 月 3 日から施行する。

第 6 条第 2 項の規約は 1995(平成 7)年度に限り 4 月 1 日より翌年 4 月 30 日とする。

この規約は、1998(平成 10)年 8 月 2 日から改正施行する。

この規約は、2002(平成 14)年 6 月 1 日から改正施行する。

この規約は、2003(平成 15)年 6 月 29 日から実施する。

この規約は、2019(令和元)年 6 月 9 日から実施する。

この規約は、2020(令和 2)年 9 月 26 日から実施する。

この規約は、2025(令和 7)年 6 月 14 日から改正施行する。